

社員の皆様へ

株式会社福祉の街
代表取締役 大島亮作2022年度**特定**介護職員処遇改善加算について

1. 特定処遇改善加算に対する考え方

経験、技能のある介護職員への更なる処遇改善を進めるため、特定処遇改善加算ⅠもしくはⅡを申請し、以下の通り支給することとする。

- ① 常勤（契約社員含む、週40時間の契約）の介護福祉士である者に支給する。
- ② 介護福祉士としての実務経験年数が一定以上の常勤の者に支給する。
- ③ 特定の技能を有し、役割を担う常勤の者に支給する。
- ④ 上記に伴う法定福利費として

2. 対象期間

2022年4月～2023年3月に実施したサービスが対象となる。

3. 対象サービス及び加算率

介護保険サービス	訪問介護	6.3%	加算Ⅰ
	(介護予防) 訪問入浴	1.5%	加算Ⅱ
	通所介護 ※地域密着通所含む	1.2%	加算Ⅰ・Ⅱ
		1.0%	加算Ⅱ
	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	1.2%	加算Ⅱ
	看護小規模多機能型居宅介護	1.2%	加算Ⅱ
	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	2.3%	加算Ⅱ
	(介護予防) 認知症対応型通所介護	2.4%	加算Ⅱ
障害福祉サービス	居宅介護	7.0%	加算Ⅰ・Ⅱ

訪問介護、居宅介護は特定事業所加算を取得しているので加算Ⅰが取得可能
通所介護は、サービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱの営業所は加算Ⅰが取得可能
それ以外は、加算Ⅰの要件を未取得のため加算Ⅱとなる。

4. 処遇改善加算の支払い方法

- ①の対象者は一時金として、年3回に分けて支払う。

支払時期は処遇改善加算と同様とする。

- ②の対象者は以下の要件に応じて月々支払う。

経験年数10年以上=20,000円、5年以上=10,000円、3年以上=5,000円の者を経験上位者として、それぞれ評価し支払う。

※他事業所での経験年数も含む。(所定の様式で経験を証明し所長が申請する。)

- ③の対象者は営業所のサービス提供体制や品質管理に責を負うものとして、役割手当て(上限40,000円)を月々支払う。

以上